

- 1 品 名 特A重油（清水地区用）令和7年11月分
- 2 規 格 J I S規格 1種1号（J I S K2205 適合品）
- 3 予定数量 約1,000～17,000 リットル
高橋雨水ポンプ場の稼働状況によって変動する。
- 4 契約方法 1リットル当たりの単価契約
- 5 納入期間 令和7年11月1日から令和7年11月30日まで（1カ月）
- 6 納入場所 清水北部浄化センター 静岡市清水区横砂408番地の15
築地ポンプ場 静岡市清水区築地町4番15号
浜田ポンプ場 静岡市清水区千歳町1番1号
清開ポンプ場 静岡市清水区清開二丁目1番1号
宮加三ポンプ場 静岡市清水区宮加三1番地の16
折戸ポンプ場 静岡市清水区折戸一丁目1番5号
三保ポンプ場 静岡市清水区三保3797番地の62
愛染ポンプ場 静岡市清水区愛染町49番地の2
高橋雨水ポンプ場 静岡市清水区高橋三丁目7番40号
- 7 納入方法
 - （1）発注のあるごとに、その都度、指定日時に浄化センター及びポンプ場の各タンクへ指定数量を納入すること。市の指定日時には遅滞なく納入すること。
 - （2）高橋雨水ポンプ場のみ、数量によってはローリー車で納入すること。
 - （3）原則として土・日曜日、国民の祝日を除く午前8時30分から午後4時までとする。
 - （4）1回当たりの納入数量 約1,000～3,000 リットル／回（高橋雨水ポンプ場除く）
約0～14,000 リットル／回（高橋雨水ポンプ場）
 - （5）納入予定回数 月1～5回（降雨状態により変動。1回の発注で複数の納入場所へ納入する場合がある。）
- 8 支払方法 月末締めとし、翌月に提出される請求書を受理した日から30日以内に支払う。
- 9 見積条件 見積金額は1リットル当たりの単価とし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。
- 10 そ の 他
 - （1）予定数量、納入予定回数は納入期間における購入数量、納入回数を推定したものであり、実際の状況により変動するため、購入数量、納入回数を保証するものではない。
 - （2）請求金額は、確定した数量に契約単価を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
 - （3）契約期間内において、契約単価の見直しは行わない。
 - （4）納入時には、納入車両が一般市民及びその他の車両の運行に支障のないように注意すること。
 - （5）地震・大雨等の緊急時には土・日曜日、国民の祝日を含み、午後11時までの納入が必要となる場合もあるため、その際はできる限り協力すること。
 - （6）売渡人は月毎に試験成績表を速やかに提出すること。
 - （7）買受人は、納入した物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、売渡人に対して相当の期間を定めて契約不適合の

修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができる。

買受人は、物品の引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした追完を請求することができない。ただし、売渡人が引渡しの時にその事実を知り、若しくは重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

（8）不明な点は、下記担当者と協議すること。

- 11 購入所管課 上下水道局下水道施設課
 清水北部・南部・静岡浄化センター
 清水南部・静岡管理係 市川（高橋雨水ポンプ場は除く）
 清水北部施設係 由井（高橋雨水ポンプ場）
 電話(054)364-0011（清水北部浄化センター）

見 積 書

	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
金額								

(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)

ただし、

特A重油(清水地区用)令和7年11月分

(1リットル当たりの単価)

その他仕様書のとおり

見積心得を承諾の上、見積りいたします。

令和 年 月 日

課税業者 免税業者(該当に○)

所在地(住所)

名 称

代表者職氏名

㊞

(宛先) 静岡市公営企業管理者